



# 長野県報

3月7日(木)  
平成31年  
(2019年)  
第3056号

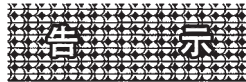
## 目次

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	2
家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定により指定した区域の指定の解除（園芸畜産課）	3
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4

### 公告

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	4
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	4



### 長野県告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
みらい薬局	塩尻市広丘吉田3056	平成31年1月1日
中央薬局	長野市徳間566-5	平成31年3月1日

保健・疾病対策課

### 長野県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
安茂里象山屋薬局 長野市差出南2-22-6	モリキ伊勢宮薬局 長野市差出南2-22-6	平成31年1月28日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
こもろ大手薬局	小諸市大手2-1-28	平成31年2月1日
ソーマ野沢北薬局	佐久市野沢下木戸250	平成31年3月31日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第92号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人長野南福祉会	真島の里	長野市真島町真島字中真島前沖563番地2	平成31年3月1日

(登録特定行為事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人長野南福祉会	真島の里	長野市真島町真島字中真島前沖563番地2	平成31年3月1日

介護支援課

## 長野県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

昭和61年1月9日から

平成36年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

## 1 施行者の名称

小布施町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

須坂都市計画下水道事業 小布施町公共下水道

## 3 事業施行期間

長野県告示第94号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定(平成31年長野県告示第58号)により指定した区域のうち、大町市、南佐久郡北相木村及び北安曇郡池田町の区域については平成31年2月27日をもって、塩尻市の区域については平成31年2月28日をもって、その指定を解除しました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

園芸畜産課

長野県告示第95号

飯山市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量(数値図化・数値編集2500レベル)
- 2 作業期間  
平成30年9月10日から平成31年2月12日まで
- 3 作業地域  
飯山市

建設政策課

長野県告示第96号

佐久市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量(佐久市都市計画基本図整備)
- 2 作業期間  
平成30年12月3日から平成31年2月14日まで
- 3 作業地域  
佐久市

建設政策課

長野県告示第97号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成31年3月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成31年3月7日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
有限会社ハラダ	北佐久郡御代田町大字御代田1602番地1	北佐久郡御代田町大字馬瀬口字入郷戸1855番地7 セブンイレブン御代田旭町店

会計課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月7日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字割橋1501番の1地先から北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字樽ヶ沢1500番の1地先まで	旧	14.8~22.5 m	0.2342 km
同上	新	14.9~42.8	0.2222

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月7日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋山郷森宮野原停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字塚字白土17335番の3地先から下水内郡栄村大字塚字白土17335番の3地先まで	旧	19.9~25.0 m	0.0360 km
同上	新	85.6~100.2	0.0360

道路管理課

## 長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月7日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- 供用を開始する区間  
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字割橋1501番の1地先から  
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字樽ヶ沢1500番の1地先まで
- 供用を開始する期日 平成31年3月7日

道路管理課

## 長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

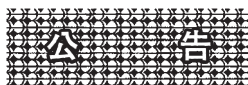
その関係図面は、告示の日から平成31年3月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月7日

長野県北信建設事務所長 木下 昌明

- 路線名 秋山郷森宮野原停車場線
- 供用を開始する区間  
下水内郡栄村大字塚字白土17335番の3地先から  
下水内郡栄村大字塚字白土17335番の3地先まで
- 供用を開始する期日 平成31年3月7日

道路管理課



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年3月7日

長野県長野建設事務所長 新家 智裕

- 許可番号  
平成31年2月12日 長野県指令30都第29-12号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字押羽字中郷578-4、579-1の内
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上高井郡小布施町大字押羽579  
富岡 理樹

都市・まちづくり課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成31年3月7日

長野県公安委員会

- 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（1級）	平成31年6月8日（土）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

- 検定の方法  
学科試験及び実技試験
- 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 雑踏の整理に関すること。 (4) 雑踏警備業務の管理に関すること。 (5) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 雑踏の整理に関すること。 (2) 雑踏警備業務の管理に関すること。 (3) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

- 受検資格  
長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員であって、次のいずれかに該当するもの  
(1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの  
(2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 受検定員  
30名
- 受検の手続  
(1) 事前申込み  
ア 事前申込みの方法  
(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。  
(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。  
(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。  
(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。
- 電話受付日  
平成31年4月4日（木）から平成31年4月5日（金）まで